(7)　記録

カジノ関連機器等製造業者等は、カジノ関連機器等の製造、輸入、販売若しくは貸与又は保守若しくは修理その他のカジノ関連機器等の管理に関しカジノ管理委員会規則で定める事項について記録を作成し、これを保存しなければならないこととした。（第一五七条関係）

㈢　カジノ関連機器等製造業者等の従業者

(1)　カジノ関連機器等製造業者等は、カジノ管理委員会の確認を受けなければ、その雇用する者その他の者を、カジノ関連機器等の製造又はその保守若しくは修理その他の管理をする業務等に従事させてはならないこととした。（第一五八条第一項関係）

(2)　3の㈢の(2)等の規定は、(1)の確認等について準用することとした。（第一五八条第三項関係）

㈣　指定試験機関

(1)　カジノ管理委員会は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、検定に必要な試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）の全部又は一部を行わせることができることとし、当該指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行うこととした。（第一五九条第一項及び第二項関係）

(2)　カジノ管理委員会は、申請者が十分な社会的信用を有する者であること等の基準に適合していると認めるときでなければ、(1)の規定による指定をしてはならないこととした。（第一五九条第四項関係）

(3)　(1)の規定による指定をしてはならない者を定めることとした。（第一五九条第五項関係）

(4)　(1)の規定による指定の有効期間は、当該指定の日から起算して三年とすることとした。また、有効期間の満了後引き続き試験事務を行おうとする指定試験機関は、当該指定の更新を受けなければならないこととした。（第一六〇条関係）

(5)　3の㈠の(2)の規定は、指定試験機関（株式会社であるものに限る。）の認可主要株主等について準用することとした。（第一六四条関係）

(6)　指定試験機関は、カジノ管理委員会の確認を受けなければ、その職員を、電磁的カジノ関連機器等の型式が㈡の(1)のハのカジノ管理委員会規則で定める技術上の規格に適合するかどうかの判定に関する業務等に従事させてはならないこととした。（第一六五条第一項関係）

(7)　3の㈢の(2)等の規定は、(6)の確認等について準用することとした。（第一六五条第二項関係）

(8)　カジノ管理委員会は、指定試験機関について、偽りその他不正の手段により指定等を受けたこと等の事実が判明したときは、(1)の規定による指定を取り消し、又は期限を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとした。（第一六九条関係）

7　カジノ施設への入場等の制限

㈠　3の㈡の(2)のハの(イ)から(ホ)までに掲げる者は、政令で定める場合を除き、カジノ施設に入場し、又は滞在してはならないこととした。（第一七三条関係）

㈡　3の㈡の(2)のハの(イ)から(ホ)までに掲げる者は、カジノ行為を行ってはならないこととした。（第一七四条第一項関係）

㈢　推進法第一七条第一項に規定する本部長等は、政令で定める場合を除き、特定のカジノ施設において、カジノ行為を行ってはならないこととした。（第一七四条第二項関係）

㈣　顧客は、チップを他人に譲り渡し、又はチップを他人から譲り受けてはならないこととした。また、顧客は、チップをカジノ行為区画の外に持ち出してはならないこととした。（第一七五条関係）

8　入場料及び認定都道府県等入場料

㈠　入場料の賦課等

(1)　国は、入場者（本邦内に住居を有しない外国人を除く。以下8において同じ。）に対し、当該入場者がカジノ行為区画に入場しようとする時に、三、〇〇〇円の入場料を賦課することとした。（第一七六条第一項関係）

(2)　(1)の規定は、入場料を納付した者が当該入場料の納付後初めてカジノ行為区画に入場した時から二四時間を経過する時（以下「再賦課基準時」という。）までの間に反復してカジノ行為区画に入場しようとする場合等には、適用しないこととした。（第一七六条第二項、第四項及び第六項関係）

(3)　国は、入場者が再賦課基準時になおカジノ行為区画に滞在しているときは、当該入場者に対し、(1)に定める額の入場料を再賦課することとした。また、国は、入場料を再納付した者が再賦課基準時から二四時間を経過する時になおカジノ行為区画に滞在しているときは、当該入場者に対し、(1)に定める額の入場料を再々賦課することとした。（第一七六条第三項及び第五項関係）

㈡　認定都道府県等入場料の賦課等

(1)　認定都道府県等は、入場者に対し、当該入場者がカジノ行為区画に入場しようとする時に、三、〇〇〇円の認定都道府県等入場料を賦課することとした。（第一七七条第一項関係）

(2)　㈠の(2)及び(3)の規定は、認定都道府県等の認定都道府県等入場料について準用することとした。（第一七七条第二項関係）

㈢　入場料及び認定都道府県等入場料の徴収

カジノ事業者は、入場者から、そのカジノ行為区画への入場の前に、入場料及び認定都道府県等入場料を徴収しなければならないこととした。（第一七八条関係）

㈣　入場料納入金及び認定都道府県等入場料納入金の納付等

カジノ事業者は、各月ごとに、徴収すべき入場料の額に相当する額（以下「入場料納入金」という。）及び認定都道府県等入場料の額に相当する額（以下「認定都道府県等入場料納入金」という。）を、国に納付しなければならないこととした。また、国は、認定都道府県等入場料納入金の納付があったときは、当該認定都道府県等入場料納入金として納付された額を、認定都道府県等に払い込むこととした。（第一七九条関係）

㈤　入場料及び認定都道府県等入場料の納付義務等

(1)　入場者は、カジノ行為区画に入場しようとするときは、その入場の前に、入場料及び認定都道府県等入場料をカジノ事業者に納付しなければならないこととした。（第一八一条第一項関係）

(2)　カジノ事業者は、入場料及び認定都道府県等入場料の全部又は一部を立て替え、又は補塡してはならないこととした。（第一八一条第三項関係）

㈥　申告及び徴収

入場料納入金及び認定都道府県等入場料納入金の申告及び徴収に関し、必要な手続を規定することとした。（第一八三条～第一九一条関係）

9　国庫納付金及び認定都道府県等納付金

㈠　カジノ事業者は、各月ごとに、(1)に掲げる額と(2)に掲げる額の合計額（以下「国庫納付金」という。）を、国に納付しなければならないこととした。（第一九二条関係）

(1)　イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額とハに掲げる額の合計額（以下「カジノ行為粗収益」という。）の一〇〇分の一五に相当する額

イ　当該カジノ事業者が当該各月に顧客から交付等を受けたチップの価額（それと引換えに現金等を交付したチップの価額を除く。）の総額

ロ　当該カジノ事業者が当該各月に顧客に対して交付等をしたチップの価額（現金による支払等を受けて交付等をしたチップの価額を除く。）の総額

ハ　当該カジノ事業者が当該各月に行わせた顧客相互間のカジノ行為により得られた利益に相当する額

(2)　カジノ管理委員会が行うカジノ施設に関する秩序の維持及び安全の確保を図るための必要かつ合理的な施策に要する費用のうち当該カジノ事業者に負担させることが相当なものの額としてカジノ管理委員会が定める額